

自主防犯活動推進事業助成制度について

<目的>

自治会等が行う防犯に関する活動に要する経費の一部を助成することで、地域住民による自主防犯活動を推進する。

<助成対象団体>

自治会（自治会内の防犯団体を含む）、青色防犯パトロール団体（警察証明要）
自主防犯活動団体 など

<助成対象経費>

① 自主防犯活動に要する経費

自主防犯活動計画づくりに要する経費、自主防犯活動勉強会に要する経費
防犯教室、講演会の開催に要する経費（会場代、講師代、チラシ・ポスター印刷代等）
広報啓発に関する費用（啓発ポスター、チラシ印刷代等）、防犯診断、防犯マップづくりに要する経費（白地図代、印刷代等）、その他自主防犯活動事業に要する経費

② 自主防犯活動に要する資機材購入費

自主防犯活動に要する資機材購入費

制服（ジャンパー、Tシャツ等）、帽子、腕章、たすき、拡声器、懐中電灯、防犯ブザー、
合図灯、看板、電柱サイン、落書き消し活動に要する薬剤・塗料・刷毛などの購入費
（落書き消しにかかる申請には、建物等の所有者承諾要）

青色防犯パトロールに要する資機材

回転灯、キャリア、外部スピーカー、アンプ等の購入費

③ 青色防犯パトロールの運行に要する燃料購入費

④ 地域安全センターの防犯活動にかかる光熱水費

<助成金の額>

① 自主防犯活動事業

助成対象経費に係る実支出額の2分の1の額

上限： 10,000円 + 100円 × 当該団体を構成する世帯数

② 資機材整備事業

助成対象経費に係る実支出額の2分の1の額

上限 ア：40世帯以下の団体

20,000円

イ：40世帯を超える団体

20,000円 + 500円 × (当該団体を構成する世帯数 - 40)

③ 青パト運行事業

助成対象経費（燃料費）に係る実支出額の2分の1の額

上限 ア 年間実走行距離 ÷ 燃費基準値 × 基準燃料単価 × 1/2

イ 年間 60,000円（活動未実施月は1ヶ月当り5,000円を控除）

※②の資機材整備事業の上限額以内の額で、③のア、イのいずれか低い方の額

燃費基準値……国土交通省によりまとめられた「自動車燃費一覧（車両重量区分 1516～1765kg）」による前年度の値
 （参考：平成 22 年 3 月版 10.5 km/1）
 基準燃料単価……前年度の庁用燃料単価（ガソリン）の平均値
 （参考：平成 22 年度 144 円/1）

④ 地域安全センターの防犯活動にかかる光熱水費

助成対象経費に係る実支出額の 2 分の 1 の額

上限 年間 120,000 円（地域安全センターを開設していない月は 1 ヶ月当たり 10,000 円を控除）

自主防犯活動推進事業助成制度の申請のながれ

	自治会等	市	備考
事業実施の前年度の 9 月末頃	事前協議 事業実施予定内容 事業に係る経費 等の協議		※事前協議が無い場合は、申請いただけない場合があります。
事業実施年度の 4 月から受付	交付申請 助成金交付申請書 事業計画書 見積書等		
		書類審査後、助成金交付決定書を送付	申請を受理してから、1～2 週間程度必要です。
<u>交付決定書が届いてから着手</u> 事業完了後請求手続き	交付請求 交付請求書 事業実績報告書 領収証 事業を実施したことがわかる書類（写真、チラシ等）		申請内容と変更があった場合、速やかに報告してください。
		助成金の交付	請求後、1 ヶ月程度で振込みます。

注意事項

☆申請は、必ず事業着手前に行ってください。交付決定前に着手されると助成金が交付できなくなります。

☆ 助成対象事業により、添付いただく必要書類等が異なる場合がありますので、申請書類等で不明な点があれば、危機管理課までお問合せください。

☆ 青パト運行事業（燃料費）については、申請の時期にかかわらず、申請日の属する年度の経費について申請可能です。詳細は危機管理課までお問い合わせください。

助成額の計算方法

1. 自主防犯活動に対する助成

総事業費

$$\boxed{} \text{円} \times 1/2 = \boxed{} \text{円} \text{-----} A$$

自治会の世帯数

$$10,000\text{円} + 100\text{円} \times \boxed{} \text{世帯} = \boxed{} \text{円} \text{-----} B$$

※AとBを比較して、低い方が助成額になります。

2. 資機材整備事業に対する助成

総事業費

$$\boxed{} \text{円} \times 1/2 = \boxed{} \text{円} \text{-----} A$$

*自治会の世帯数が40世帯以下の場合 20,000円

*自治会の世帯数が40世帯を超える場合

自治会の世帯数

$$\boxed{} \text{世帯} \times 500\text{円} = \boxed{} \text{円}$$

}

B

※AとBを比較して、低い方が助成額になります。

3. 青パト運行事業（燃料費）に対する助成

総事業費（当該年度活動期間の燃料費領収書の合計額）

$$\boxed{} \text{円} \times 1/2 = \boxed{} \text{円} \text{-----} A$$

ア 年間実走行距離（団体の長の証明する年間実走行距離） $\boxed{}$
 \div 燃費基準値（国土交通省の自動車燃費一覧の前年度の値） $\boxed{}$
 \times 基準燃料単価（前年度庁用ガソリン単価平均値） $\boxed{} \times 1/2$
 $= \boxed{} \text{円}$

}

B

イ 年間上限額 60,000円

但し、未活動月がある場合は、下記の式で得られる上限額を適用。

$$\text{活動月数} \boxed{} \text{ヶ月} \div 12 \times 60,000\text{円} = \boxed{} \text{円}$$

※2. の資機材整備事業の上限額以内であって、アとイを比較して、いずれか低い方の額が上限額Bとなります。

※AとBを比較して、低い方が助成額になります。

4. 地域安全センターの防犯活動にかかる光熱水費に対する助成

ア 総事業費（当該年度活動期間の光熱水費領収書の合計額）

$$\boxed{} \text{円} \times 1/2 = \boxed{} \text{円} \text{-----} A$$

イ 年間上限額 120,000円

但し、未開設月がある場合は、下記の式で得られる上限額を適用。

$$\text{開設月} \boxed{} \text{ヶ月} \div 12 \times 120,000\text{円} = \boxed{} \text{円} \text{-----} B$$

※AとBを比較して、低い方が助成額になります。